

# 米軍用地特別措置法改悪に対する抗議声明

私たち日本バプテスト連盟の四特別委員会は、4月11日の衆院本会議、4月17日の参院本会議において、「駐留軍用地特別措置法改正案」が、何の論議も行われず、また、国民特に沖縄県民に対し何の説明も行われないうまま、「可決」されたことに対し、憤りをもって、強く抗議します。

沖縄の米軍用地は、米軍が占領中に「銃剣とブルドーザー」で沖縄の人々から強奪した土地です。1972年の復帰後も、日本政府は沖縄だけに適用する公用地法、地籍明確化法を制定し、1982年以降は特措法によって、アメリカのために軍用地を提供してきました。その「特措法」に基づく県収用委員会の裁決が期限切れに間に合わず、土地使用が違法となるため、国会での多数をかさにきて法律そのものを変えるということは、民主的な法治国家にあるまじき暴挙と言わざるを得ません。

沖縄県は、在日米軍基地の整理縮小を、日本政府に対し繰り返し要請してきました。1995年10月21日の8万5千人の県民集会、そして1996年9月の県民投票の結果をみれば明らかなように「基地の整理縮小」は沖縄県民の切実な声です。在日米軍基地が集中しているが故に起こる数多くの米軍による事件事故、そして騒音、環境汚染の被害を受けてきた沖縄県民にとって、これは、全く当然な要求です。

しかし、橋本政権は、この沖縄県民の叫びを「基地縮小への最大限の努力」「沖縄の人々の痛みに応える」などの発言とは裏腹に、事実上全く無視しました。それだけではなく、この声を封じ込め、沖縄に基地を固定化しようとする明らかに差別的な「特措法改悪」を、沖縄県民に問うこともしないまま強行し、衆参両院の議員のほとんどがこれに荷担したことは、日本の政治史の中で劣悪な汚点として刻まれることでしょう。またこの「改悪」は、「日本の国益のため必要不可欠」であると言われていますが、いったい、国民の財産権を強制的に奪う国益とは何なののでしょうか。これによって政府は、沖縄県民の意志とは全く無関係に、しかも無期限に土地を強制使用することができるようになりました。これは正にあの米軍占領下で行われた「布令・布告」と全く変わらない「土地強奪法」であります。このような法律は、財産権を保障した憲法29条に違反することは明白です。

また、橋本政権の言う国益とは、日米安保条約の履行を意味し、国家の安全のためには、国民の財産は犠牲にしても良いという、戦前の思想そのままの論理なのです。つまり、この「特措法改悪」は、国民の財産より有事（安全保障）を優先させるとい

う「有事立法」と断ぜざるを得ません。そのような重大な法律改正を賛成の数合わせだけでいとも簡単に「可決」してしまう日本の国会の大政翼賛会的現実に大きな危機感を感じると共に、党利党略を守ることにのみ腐心する国会議員の姿に深く落胆せざるを得ません。

「法律は都合が悪くなったら簡単に変えてしまえる」のであれば、日本の「法治国家」という体裁は崩壊します。これは、アジアの国々および世界中の法治国家と呼ばれる国々から、アメリカに追従し、おもねることしかできない国として不信と軽蔑を買い、それこそ、日本の国益を失うこととなります。そして、いずれは、日本が犯してきた侵略戦争を再び引き起こし、法律によって国民は戦争に駆り立てられていくこととなります。

私たち日本バプテスト連盟四特別委員会は、キリスト信仰者としての立場から、靖国神社国営化や天皇制に対する反対運動、また在日韓国・朝鮮人の指紋押捺制度撤廃運動、部落差別撤廃運動、公害問題への抗議・反対運動にそれぞれ関わってきました。また私たち日本バプテスト連盟は、過去において施政権がアメリカにあることを理由に、沖縄を「国外」と位置付け、その悔い改めの視点に立つことを迫られています。さらに、連盟内の運動としては、「沖縄・少女暴行事件抗議署名実行委員会」によって約一万名の抗議署名を国会に提出しました。これは、少女暴行に対する抗議と共に沖縄の基地縮小および沖縄県民の側に立つ施策を求める署名でした。しかし、私たちのこれらの運動や、沖縄はもとより全国で行われてきた数多くの運動にも拘わらず、政府は一切を無視した結果を出してきました。

私たちは、今回のこのような沖縄県民のひいては国民全体の平和と権利を強奪する強権的な暴挙を許すわけにはいきません。私たちは、これからも沖縄県民の生活と人権を守る闘いに連帯し、何より、日米安保を堅持するために犠牲にされ続けてきた沖縄県民の苦悩を聞きつつ、今回の「特措法改悪」に強い怒りをもって抗議します。

日本バプテスト連盟四特別委員会 靖国神社問題特別委員会  
韓国問題特別委員会  
部落問題特別委員会  
公害問題特別委員会

1997年4月18日